

業務仕様書

業務名 東保健センター軽油漏洩汚染土処理ほか業務

令和5年度

第1 業務概要

1 履行場所

札幌市東保健センター（札幌市東区北10条東7丁目1番20号）

2 業務内容

東保健センターにて実施した土壌汚染調査結果に基づき、軽油による汚染状況を解消するため、油が残存する汚染土の掘削および処理等を行う。その他については以下の業務詳細のとおり。

3 履行期間

契約締結日から令和5年11月30日まで

4 業務詳細

- (1) 汚染土範囲（11.4m²）において最大GL-1.2mまで掘削（想定量約13.6m³）し、産業廃棄物として処理を行う。詳細は別図1を参照すること。
- (2) 掘削作業を行う際には、油臭・油膜測定および油分分析を同時に行い、油分値が1,000mg/kg以下となる深度まで土壌処理を行う。なお、油分分析法は赤外分光分析法（IR法）とする。
- (3) 油により汚染された舗装（81.2m²）およびインターロッキングブロック（2.9m²）を撤去し、汚染土と同様に産業廃棄物として処理を行う。詳細は別図1を参照すること。
- (4) 掘削範囲においてはゼオライト（想定量約100kg）を散布し油の拡散防止対策を行う。
- (5) 掘削後は安定シートおよび路盤砂（想定量約11.7m³）、路盤碎石などで復旧を行う。詳細は別図1を参照すること。
- (6) 発電機および油タンク廻りを囲うフェンスの撤去および新設（既存フェンスと同等のもの）を行う。詳細は別図2を参照すること。
- (7) 油漏洩部を含む配管の一部撤去および新設を行い、架台などにより配管支持部を1箇所追加する。詳細は別図2を参照すること。
- (8) 配管更新後、空圧試験を行い、漏れが無いことを確認すること。なお、空圧試験前に油タンク内の油を抜いて一時的に保管し、試験終了後はタンク内に油を戻すこと。
- (9) トレンチ内の共栓を撤去し、目皿に変更する。詳細は別図2を参照すること。
※想定量と記載のある項目については、産業廃棄物の計量伝票などにより最終的な数量を確認し、清算することとする。

5 修繕等の現場条件

- (1) 作業日および作業期間は委託者と協議の上決定すること。
- (2) 作業期間中は一般利用者が駐車場に立ち入らない状態で作業を行えることとする。
- (3) 作業期間は連続して2週間程度で完了させること。具体的な日程については別途調整
- (4) 乳幼児健診等の業務時間中は、可能な限り静音・防振に努めること。なお、健診等のスケジュールは施設から事前に提示する。
- (5) 東保健センターは、乳幼児とその保護者、難病等患者が多く来庁する施設であることから、来庁者の安全確保について十分に留意すること。

第2 一般事項

1 用語の定義

- (1) 「担当職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者に対する指示、承諾は協議の職務等を行う者で、当該業務の監督を行うことを委託者が指名した者をいう。
- (2) 「施設管理者」とは、施設の管理又は運営に携わる者をいう。
- (3) 「受託者等」とは、当該業務契約の受託者又は契約書の規定により定めた受託者側の業務責任者をいう。
- (4) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために担当職員及び施設管理者との連絡調整を行う者で、受託者側の責任者をいう。
- (5) 「担当職員の承諾」とは、受託者等が担当職員に対し書面で申し出た事項について、担当職員が書面をもって了解することをいう。
- (6) 「担当職員の指示」とは、担当職員が受託者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面若しくは口頭によって示すことをいう。
- (7) 「担当職員と協議」とは、協議事項について、担当職員と受託者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (8) 「担当職員の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため担当職員がその場に臨むことをいう。
- (9) 「業務の検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了を確認するために、委託者が指定した者が行う検査をいう。

2 業務責任者

- (1) 受託者は、業務責任者を定め担当職員に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、業務責任者は日本語に堪能でなければならない。
- (2) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び担当職員の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。

3 受託者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の使用にかかる費用は、受託者の負担とする。ただし、現地で業務を行う際に必要な水栓及び電源については、施設管理者との協議による。
- (2) 業務の実施に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- (3) 業務の実施に必要な消耗等は、受託者の負担とする。
- (4) 本業務によって排出された廃棄物、段ボール及び梱包材等は廃棄物処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守して適正に処理することとし、処理にかかる費用は受託者負担とする。

4 加入すべき保険

業務遂行のために必要と思われる保険については、受託者の責任で加入しなければならない。

第3 業務の実施

1 施設との調整

- (1) 施設を訪問するにあたっては事前に担当職員に通知するとともに施設管理者と連絡を取り日程等の調整を図ること。
- (2) 施設管理者との調整が困難な場合には、担当職員の指示を受けるものとする。
- (3) 本業務の作業時間は原則として9時00分～17時00分迄とし、事前に施設管理者と調整の上実施すること。

2 提出書類

(1) 委託者への提出書類

次表に掲げる書類を、委託者に引き渡すものとする。これによらない場合は、予め担当職員と協議し、承諾を得なくてはならない。

書類名	掲載内容	提出時期
役務履行計画書	業務責任者の氏名・連絡先 業務体系図 日程表（概略） 使用材料及び安全データシート	契約後10日以内
業務報告書 （成果物）	業務内容説明 業務結果、産業廃棄物処理結果 マニフェスト 業務写真	完了時
完了届	担当職員が指定する様式	完了時

(2) 諸官庁への提出書類

油配管の撤去および新設に伴い、次表に掲げる書類を諸官庁（東消防署）に提出する。

書類名	掲載内容	提出時期
施工計画書	仕様書 施工図 配管取替前の写真 日程表 少量危険物設置届出書	施工開始前
業務報告書 （成果物）	業務結果 配管取替後の写真	施工完了後

3 関係法令等の遵守

(1) 業務現場の安全管理

労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）第30条第2項の規定に基づき、同法第30条第1項する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。

(2) 公衆災害の防止及び安全管理

受託者は修繕業務等に当たって、安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を順守しなければならない。また、有害ガス又は引火性ガスの発生の恐れがある場合は安全を確認し作業を行う。

(3) 建設副産物対策

「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」を順守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。

本法律の対象となった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。

4 守秘義務

受託者は、契約約款の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。

5 業務の安全衛生

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

6 担当職員の立会い

調査の実施に際して担当職員の立会いを求める場合は、予め申し出るものとする。

7 業務の検査

受託者は、契約書に基づき、その支払にかかる請求を行うときは次の書類を提出し、委託者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 契約書、業務仕様書
- (2) 役務履行計画書
- (3) 成果物
- (4) その他検査に必要な資料

第4 その他

1 服装等

業務の際には、業務責任者は業務に適した服装及び履物で業務を実施しなければならず、施設を利用する市民等その他に不快な印象を与えてはならない。

2 留意事項等

- (1) 施設を利用する市民、職員等の妨げにならないように十分注意するとともに、業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。
- (2) 業務にあたって、原則として火気は使用しないこと。火気を使用する場合には、施設管理者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり、従事者及び第三者に対する事故防止に配慮するとともに、損害を及ぼしたときはその損害を賠償すること。

- (4) 作業の安全及び関連機器設備へ障害を与えぬように十分注意をすること。又、不慮の事故が発生した場合においては、速やかに施設管理者に報告すると共に、業務主任の指示に従い受託者の責任において一切を処理すること。
- (5) 施設及び付属の備品、設備、機器類に損傷を与えないように注意しなければならない。なお、損傷等を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において原状に復するものとする。ただし、業務の実施に必要な破壊について、予め担当職員と協議し、承諾を受けた場合はこの限りでない。

3 成果物の利用等

- (1) 受託者は、委託者に対し、成果物の利用および内容を自由に公表することを許諾する。
- (2) 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、予め委託者の承諾を得た場合にはこの限りではない。

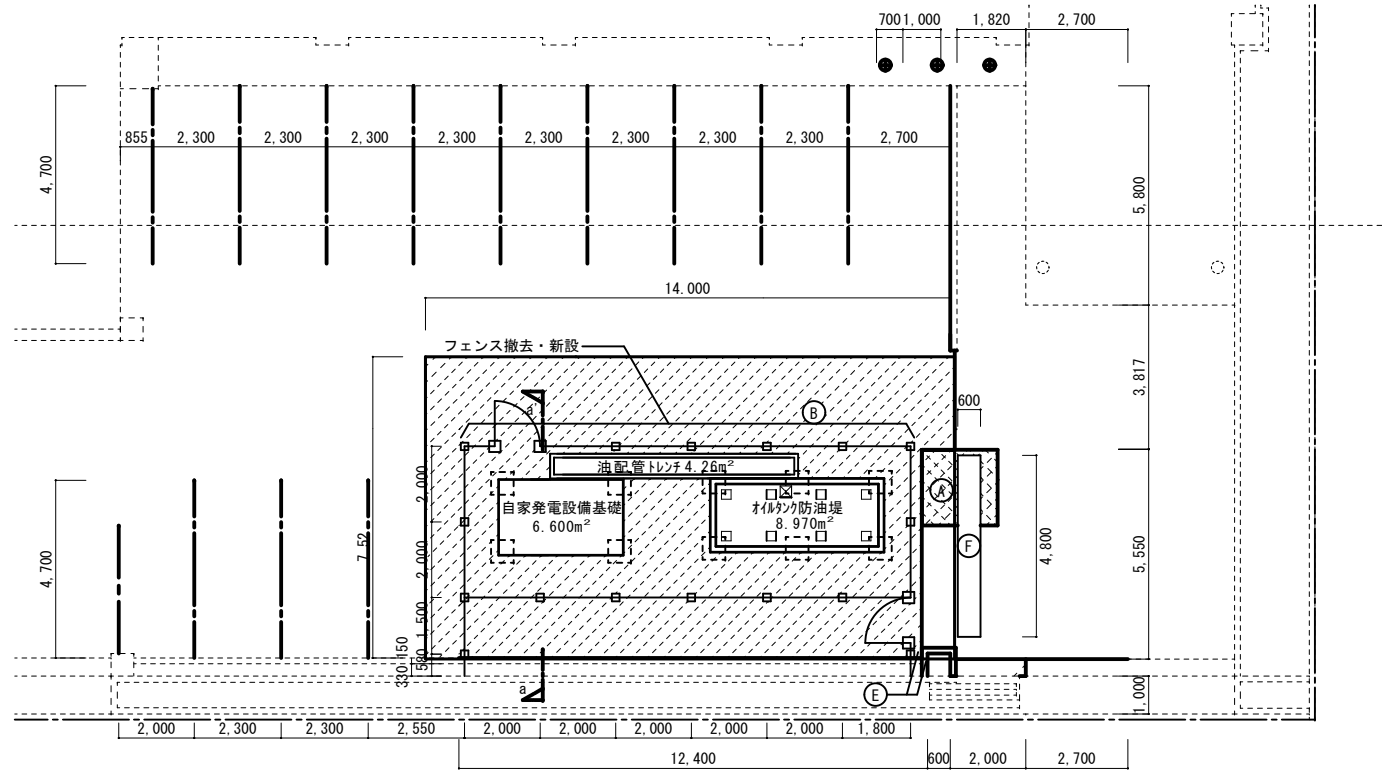
4 環境への配慮

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識と技能を備えていること。

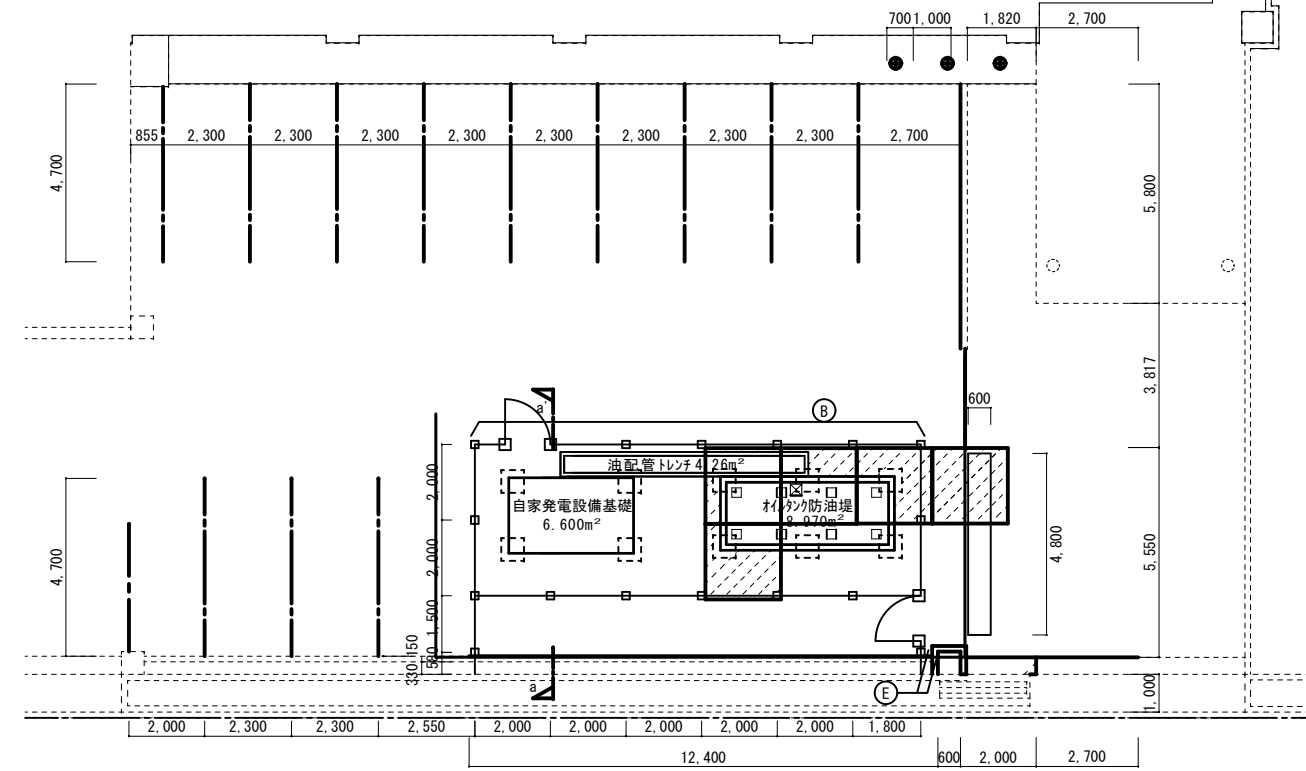


案内図 縮尺なし
札幌市東区北10条東7丁目4-2



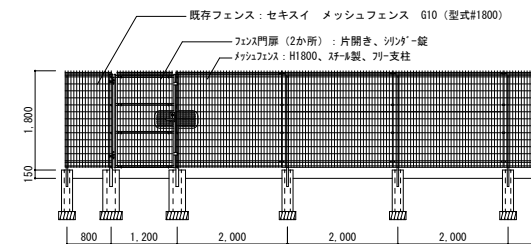
舗装およびインターロッキングブロック施工範囲図

凡例	記号	改修内容
		撤去図：舗装撤去 81.2m ² 改修図：舗装新設
		撤去図：インターロッキング 撤去 2.9m ² 改修図：インターロッキング 新設
(A)		インターロッキング 舗装t60 + 均しもみりt20 + 捨てコンクリートt50 + 切込砕石t100 + 砂t340 + 樹脂系安定シート 撤去 インターロッキング 舗装t60 + 空練もみりt30 + 再生グラブランt100 + 砂t340 + 樹脂系安定シート 新設
(B)		細粒度フィリングカー舗装(モザイク研磨仕上)t40 + 切込砕石t100 + 砂t430 + 樹脂系安定シート 撤去 細粒度アスファルト舗装t40 + 再生グラブランt100 + 砂t430 + 樹脂系安定シート 新設
(C)		客土t300 + 砂t950 地中U字溝
(D)		U字溝W360g レーニング蓋 + 均しもみりt20 + 捨てコンクリートt80 + 再生グラブランt10
(E)		仕切石150×170 + 均しもみりt20 + 捨てコンクリートt60 + 再生グラブランt320
(F)		サカスチン 土間コンクリートt120

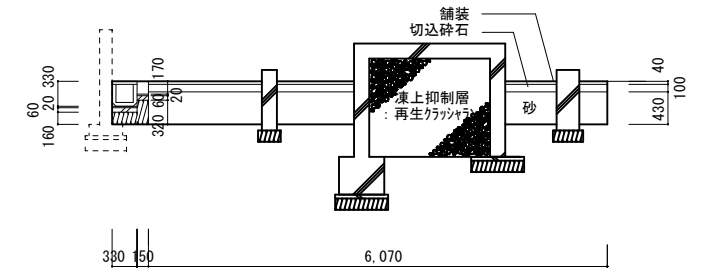


汚染土掘削範囲図

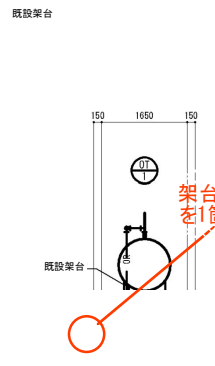
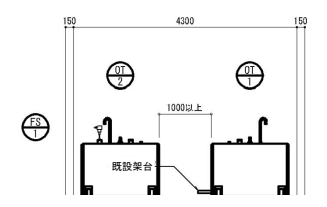
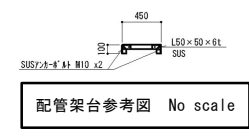
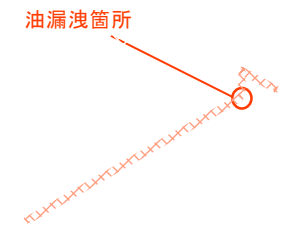
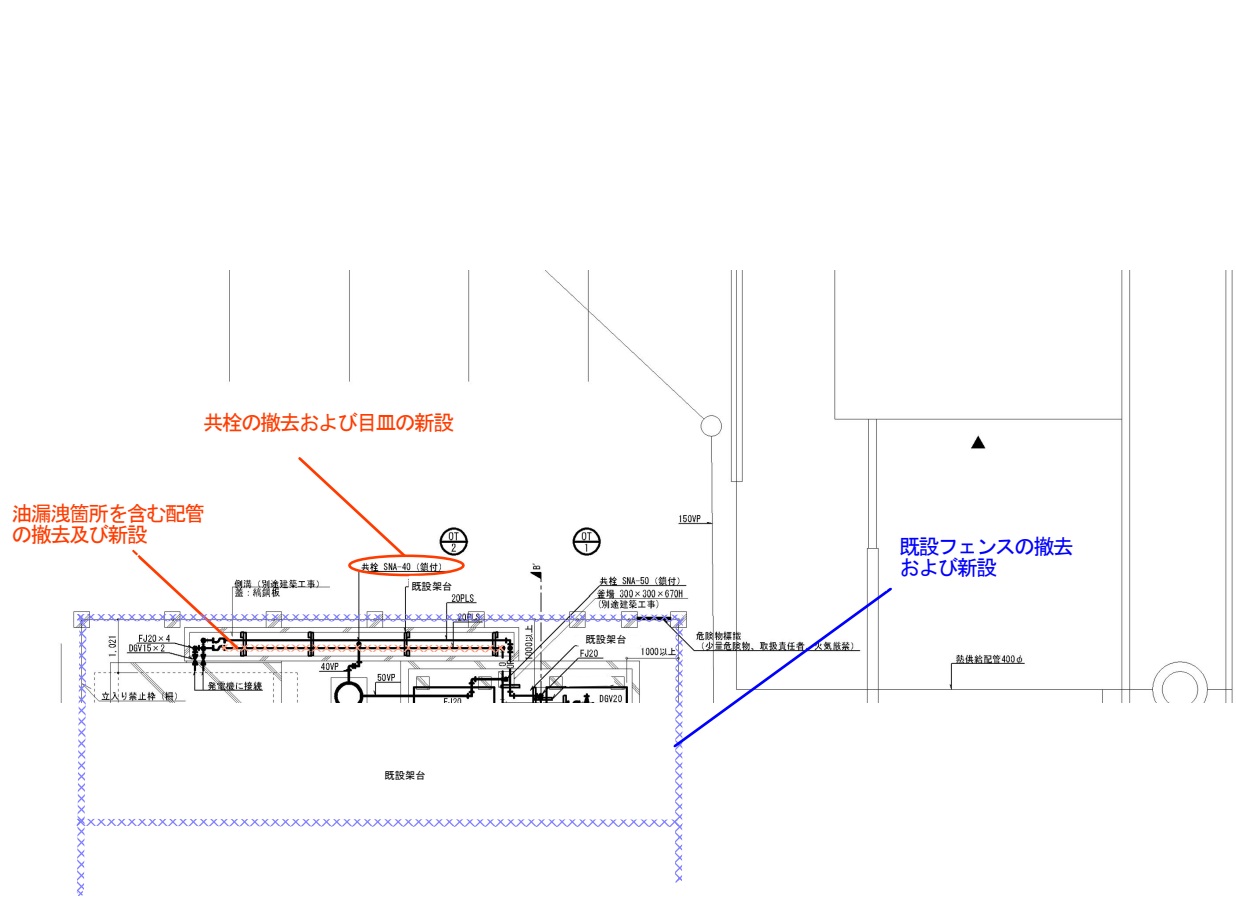
凡例	記号	改修内容
		汚染土掘削・埋戻 11.4m ² 深さ1.2m 想定掘削量13.6m ³



参考姿図



a~a' 断面図 1/50



架台などにより支持部を1箇所追加

別図2 油配管取替範囲ほか詳細図